

旅費支給規程の運用方針について

令和4年9月1日代表理事制定

旅費支給規程第5条に規定する燃料費、有料道路使用料及び駐車場使用料の支給については、以下のとおりとする。

- (1) 燃料費は、路程1キロメートルにつき14円を支給する。
- (2) 有料道路を使用した場合は、領収書又は使用料金の証明書に基づき使用料を支給する。
- (3) 駐車場を使用した場合は、領収書に基づき使用料を支給する。
- (4) 有料道路又は駐車場を利用した場合のうち、業務上必要と認められない部分については減額し、または支給しない。